

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表P F O S又はその塩の項、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でP F O S又はその塩、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）」に対する意見募集の結果について

令和8年6月12日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表P F O S又はその塩の項、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でP F O S又はその塩、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）を行いましたところ、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する考え方を、別添のとおり取りまとめましたので公表いたします。

今回御意見をお寄せ頂きました皆様に厚く御礼申し上げます。

#### 1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和8年3月31日（火）～令和8年4月30日（木）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省HP
- (3) 意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、郵便又はe-mail

#### 2. 提出意見の総数

2件

#### 3. 問い合わせ先

○環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室  
TEL : 03-5521-8253